

宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例の概要

前文(制定の背景)

現代生活では、エネルギーを大量消費する生活へ大きく変化したことによる地球温暖化の進行、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故など、それに伴って、市民生活に直結するエネルギーへの関心が高まっています。宝塚市では平成8年(1996年)9月に環境都市宣言を、その翌月に環境基本条例を制定していますが、快適な生活を維持しつつ、宝塚の素晴らしい環境を維持していくには宣言や条例の精神に則り、一人ひとりの行動を積み重ね、地球環境への負荷が少ない取り組みを進めていく必要があります。そのため市民や事業者と協働して省エネルギーの取り組みを行いながら化石燃料や原子力ではない「持続可能なエネルギー」である再生可能エネルギーの利用の推進によりエネルギーの自立性を高め、自律的に環境を維持し、持続可能なまちづくりを行おうとするものです。

目的(第1条)

再生可能エネルギーの利用を推進していくことが、地球温暖化防止対策としても効果的で、エネルギーの自立性、安全性を高めることになり、市民の安全、安心にもつながります。この条例は、このような持続可能なまちづくりに寄与するため、再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な事項(理念)を定めるものです。

定義(第2条)

それぞれの定義を定めています。
(1)市民 (例)市内在住者、在勤者、在学者
(2)事業者 (例)市内事業者
(3)エネルギー事業者 (例)電力会社、PPS
(4)地域エネルギー事業者
市民や事業者が自ら実施、または主体的に関与して再生可能エネルギーを供給する事業を行う者
(5)再生可能エネルギー
(例)太陽光、バイオマス

目的や背景を基に基本となる考え方(理念)を規定

基本理念(第3条)

再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本理念を定めています。

- 1 再生可能エネルギーは地域における共有資源であり、その地域に存在する人たちが連携し、地域の受益に配慮して利用されること
- 2 地域の持続的な発展に資するよう、地域の条件に配慮すること
- 3 エネルギーの自立性及び安全性の観点から、非常時における市民の安全及び安心の確保に配慮すること
- 4 地域での影響に配慮して周辺住民との十分な合意形成に努めた上で行うこと
- 5 市民、事業者、エネルギー事業者、地域エネルギー事業者、市の相互の協働が促進されるよう配慮すること

理念を基にそれぞれの主体における役割や責務を規定

市民の役割(第4条)

- 1 再生可能エネルギーの積極的な生産への主体的関与(努力義務)
- 2 エネルギー利用の際、再生可能エネルギーの優先消費(努力義務)
- 3 再生可能エネルギーの利用に関する積極的・主体的な知識習得(努力義務)
- 4 市が実施する再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策の協働推進

エネルギー事業者の役割(第6条)

- 1 再生可能エネルギーの積極的な生産(努力義務)
- 2 市民、事業者、市に対する再生可能エネルギーに関する情報提供(努力義務)
- 3 市が実施する再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策への協力

市の責務(第8条)

再生可能エネルギーの利用の推進に関しての市の責務(義務)を定めています。

- 1 施策を計画的に実施する
- 2 組織及び体制の構築その他必要な措置を講ずる
- 3 市民、事業者への再生可能エネルギーの生産と消費について普及啓発に努める
- 4 公共施設その他の公有財産において積極的な再生可能エネルギーの生産を行う
- 5 エネルギー利用の際、再生可能エネルギーの優先消費を行う
- 6 地域エネルギー事業者の基本理念にのっとり、事業への積極的に支援するため、必要な措置を講ずる

事業者の役割(第5条)

- 1 再生可能エネルギーの積極的な生産への主体的関与(努力義務)
- 2 エネルギー利用の際、再生可能エネルギーの優先消費(努力義務)
- 3 市が実施する再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策への協力

地域エネルギー事業者の役割(第7条)

- 1 再生可能エネルギーの積極的な生産
- 2 再生可能エネルギーの利用の推進に関する積極的な情報の公表
- 3 市が実施する再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策への積極的協力

計画の策定及び公表(第9条)

再生可能エネルギーの利用の推進に関する計画の策定とその進捗状況の定期的な公表の実施

連携の推進(第10条)

市民、事業者、エネルギー事業者、地域エネルギー事業者、市それぞれは、再生可能エネルギーの利用を推進するにあたっての相互連携、国、地方公共団体、大学、研究機関その他の関係機関と連携(努力義務)

宝塚市再生可能エネルギー基金条例の一部改正(附則)

基本条例の目的や基本理念、市の責務などに沿って事業資金として充当していくことや、再生可能エネルギー事業で得た利益を同基金へ積み立て、さらなる事業の推進を図るための資金とするため、宝塚市再生可能エネルギー基金条例の一部を改正

(改正前)

(目的)
第1条 地域の共有資源である再生可能エネルギーの利用を推進し、低炭素社会の実現に資するため宝塚市再生可能エネルギー基金を設置する。

(改正後)

(目的)
第1条 宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例(平成26年条例第24号)に基づき、再生可能エネルギーの利用を推進するための資金に充てるため、又は再生可能エネルギー事業による利益を市内における将来の再生可能エネルギー事業への投資に充てるため、宝塚市再生可能エネルギー基金(以下「基金」という。)を設置する。